

令和6年度第1回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 議事録概要

日 時:令和6年7月16日(火) 午前9時30分～午前10時30分

場 所:燕市役所 4階 会議室401

出席委員:、阿部文夫委員、石村寿一委員、今本啓介委員(会長)、清野昌祐委員、

細田隆史委員、山口博幸委員、山田浩之委員

欠席委員:廣田貴子委員(副会長)

市 側:鈴木力市長

事 務 局:本間総務課長、高宮総務課長補佐、ほか総務課職員4名

報道機関:なし

傍 聽 者:なし

1. 開 会(午前9時30分～)

2. 市長あいさつ

3. 委嘱状の交付及び委員の紹介

4. 会長及び副会長の選任について

事務局一任の声があったため、事務局の腹案として、会長に今本委員を、副会長に廣田委員を選任することを提案し、承認された。

5. 議 題

(1)実施状況報告等について

資料に基づき、事務局から、燕市の情報公開制度及び個人情報保護制度並びに令和5年度における当該情報公開・個人情報保護制度の実施状況について説明

(委 員) 個々の内容は質問しにくいが、国がどのような基準を決めたかよくわからない。

それに対して市は、国の基準をクリアしていたのか、足りない部分があったのか。

最近では、自衛隊でも機密情報が漏れたとか、それを上司が知らなかつたという事例がある。

国の基準と今までの燕市の基準で、国の基準にあわせて変える、あるいは追いついていないのかについて何か教えてもらえたたら。

(事 務 局) 国は、これまでバラバラの条例で個人情報保護をしていた各地方自治体について、改正後の個人情報保護制度のもとで、一律的にクリアしてほしい保護の基準を示したものであると考えている。

これまでの燕市の基準については、令和4年度中の本審議会において、国の法改

正で地方自治体に求められている事項と照らし合わせながら審議した。

国の基準で言うと、地方自治体や民間事業者に対して、ガイドラインや事務対応ガイド、Q&Aを示している。これらに示された資料で求められている部分のうち、燕市に足りないところをアップデートしていっている。

例えば、個人情報を取扱う契約をする際の外部の事業者との関係では、基準を満たしている者を選び、さらに委託が終わった後も適切な個人情報の取扱いがされているかチェックするといったように、見直しを進めている。

(委 員) 今後、何かトラブルがあったり、国の基準で、市で対応できないものがあつたら、教えてもらいたいと思う。

(事 務 局) 年に1回、個人情報保護制度を所管する個人情報保護委員会から状況調査が行われる。この調査では、全国の状況を委員会が公開する。委員会から追って指摘があつた場合、委員のみなさんのご意見をお伺いさせていただく。

(委 員) 職務上、近隣自治体の情報公開制度に接する機会がある。燕市も情報公開制度については年々良くなってきたという感覚がある。

(事 務 局) 情報公開制度・個人情報保護制度ともに、引き続き燕市として適正に運用し、また、近隣自治体の状況も含め情報収集していきたい。

(委 員) 資料について聞きたい。職務上、個人情報開示請求の住民票の写しをよく請求するが、第三者が自分の情報を請求した場合、これは、第三者の名前も公開されるのか？

(事 務 局) 職権の請求と個人のケースで異なるが、原則として、個人名を非公開として開示する。あくまで、開示請求を行ったとしても、第三者が自分の住民票を請求したという事実が通知される。

(委 員) 燕市では第三者から住民票交付申請されたら本人に知らせがいくのか？

(委 員) 私も実際に1回きた。誰が請求したかの通知ではないが。

(事 務 局) 個人情報保護の観点から、交付申請者の名前は出ない。市では、燕市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱(平成30年告示第30号)を制定しており、その手続きを踏むと、自身の情報が誰かに取得されたという事実がわかり、その後、個人情報開示請求をされるというケースが多い。

(委 員) 第三者からの交付申請について開示請求がされるというのはなぜか？事前に登録していなかったということか？

(事 務 局) 事例の方は、登録していた。自分の情報がどのように請求されたかの書類としてほしいとのことで開示請求をされた。

- (委 員) 市役所内部だけではなく、学校や出先機関の個人情報の管理はどうなっているのかを知りたい。
- (委 員) 最近、頻繁に伝えていない情報についての電話がかかってくる。なぜ、自宅の電話番号や携帯番号を知っているのかと。不思議に思っている。
- (事務局) 職員には、個人情報の取扱いの研修をしている。統一的なルールは作っているが、これを定着させていくため、続けていくことが大事だと認識している。出先機関の職員も同様であるが、学校については、教職員としての研修を個別に行っていると聞いている。具体的には把握していないので、市内学校の状況については、学校教育課を通じて確認していきたい。
- (委 員) ゆるいところから漏れが出る。あらかじめ先回りして、起こさないよう措置をとることが大事であると考える。
- (事務局) 電話番号の件は、目的外利用とか外部提供の観点に関連するものであると考える。市では、目的外利用や外部提供のルールを定め、また、法に基づき適切に情報を渡しており、渡した情報の提供先、件数・内容等の管理をしている。例えば、工事の通行止め等のため同意を必要とする事業者に、自治会長の連絡先の情報教えたりしているが、自治会長への事前の同意や、提供後の管理についても事業者に伝えている。市に限らないが、このような情報が渡った先で適切に守られなかつたケースの際には、委員の事例の状況になるのではないか。
- (委 員) 保護者から漏れている可能性もある。クラス分けの名簿や連絡網もあるし、保護者に対しても適正な管理を求めていかないといけない。名簿は、子どもにとっても大事なものだから、よく考える必要がある。

（2）情報公開条例の今後の見直し予定について

- 事務局から、文書管理システム（令和7年度から稼働）の入れ替えについて説明。
- (事務局) システムの入替に当たって、条例に規定する公文書の定義など所要の改正を行う可能性がある。このほかにもシステムの運用スタート後に課題点を洗い出し、改正に当たっては、委員のみなさんに意見を伺いながら進めていきたいと考えている。
- (委 員) 個人情報のように、国の方が進んでいるところを参考していこうというこというこというと、一部、国の情報公開法にあわせていいってよいところもあるのではないか。例とすると、条例第5条の情報公開権者について、燕市は「何人も」になっていない。このあたりが、国とあわせて「何人も」にしたらよいのではないかと思う。

他の委員のおっしゃるところの他市に追いついているというのはこの点かと思う。
(事務局) 委員からのご意見を踏まえ、我々の方でも検討していきたい。

6. 閉会(～午前10時30分)

以上